

第十管区海上保安本部では、平成13年12月22日に東シナ海で沈没した工作船事件の全容を解明するため、平成14年2月に「無人潜水調査」、5月に「有人潜水調査」を行い、6月から「船体引き揚げ作業」を開始しました。

引き揚げ作業は、刻々変化する気象・海象及び相次ぐ台風襲来により、度々中断することがありましたが、事件発生から263日ぶりの9月11日に工作船を引き揚げることができ、その後、工作船を鹿児島湾に運び安全確認作業を行った後、10月6日に鹿児島ドック鉄工(株)へ陸揚げしました。

現在、事件の全容解明のため職員が一丸となって捜査に当たり、事件送致に向けて全力を挙げて取り組んでいるところです。

今後も国民の皆様の負託に応えることができるよう、職員一同研鑽に励み、南九州の治安の維持に一層精進して参りたいと考えています。

平成15年2月



第十管区海上保安本部長  
今井 秀政

## 平成13年12月:事件発生

平成13年12月22日午前1時10分、防衛庁から海上保安庁に対し九州南西海域における不審船情報が伝えられました。海上保安庁は、直ちに巡視船・航空機及び特殊警備隊を発動して不審船の確認に向かいました。奄美大島の北西海域は、北西の風約20メートル、波高約4メートルと大時化の状態が続くなか、不眠不休で追跡を実施しました。

22日午後1時12分、不審船に追いついた巡視船・航空機により漁業法に基づく検査のため繰り返し停船を求めましたが、不審船はこれを無視、ジグザグ航行をするなどして逃走を続けました。このため、午後2時36分から海上保安庁法第20条第1項(警察官職務執行法第7条の準用)により、巡視船の20ミリ機関砲による威嚇射撃を行いました。継続的に20ミリ機関砲による停船措置を行ったところ一時的に不審船は停船しましたが再び逃走を開始しました。

このため巡視船2隻により不審船を挟み込み逃走を阻止しようとしたところ、午後10時9分、不審船から自動小銃及びロケットランチャーによる攻撃を受けました。これに対し海上保安庁は海上保安官の生命及び身体を防衛するため、即座に正当防衛のための射撃(海上保安庁法第20条第1項)を実施しました。

その後、不審船は午後10時13分、原因不明の爆発後沈没しました。